

第5章 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

がん対策を総合的に推進していくためには、がんの予防からがんの早期発見、診断、治療に至るまで、県民をはじめ、がん対策に携わる関係者、関係機関が適切な役割分担のもと連携しながら一体となった取組を進める必要があります。

滋賀県がん対策の推進に関する条例では、第3条、第5条、第6条で県・保健医療福祉関係者・県民・事業者それぞれの責務が明記されています。

1 患者・市民参画の推進と関係者等の連携協力の更なる強化

<県民に期待される役割>

- 生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等がんに対する正しい理解をすすめ、がん予防のため、生活習慣の改善に努めます。
- 自身と家族の健康を守るため、がんを早期発見できるように、がん検診の有効性を理解し、受診に努めます。また、精密検査が必要になったときは、早急に受診します。
- がん罹患した場合は、医療従事者と信頼関係を構築し、治療の内容について十分理解し、納得をした上での療養に努めます。
- がん患者やその家族も病態や治療内容等について理解するよう努めます。
- がん患者およびその家族が置かれている状況を深く認識し、がん患者が安心して治療を受けながら充実した生活を営むことができる社会づくりに寄与するよう努めます。
- 生活と療養の両立のため主体的に取り組みます。
- がん患者を含めた県民の視点に立ったがん対策を実現するため、県のがん対策推進協議会等のがん対策を議論し決定する過程に参加します。

<患者団体に期待される役割>

- がん検診受診の呼びかけなど、県民に対する適切な情報提供に努めます。
- がん患者サロンおよびピアサポートの活動などを通じて、がん患者やその家族に対する適切な情報の提供と精神的な支援に努めます。
- がん患者や家族、遺族の声をとりまとめ、行政に対してがん対策に関する意見の提言に努めます。
- 行政や関係機関の行うがん対策に関する啓発等に参画します。

<医療機関・関係団体に期待される役割>

(1) 滋賀県がん診療連携協議会

- 県内のがん医療の向上と均てん化を図り、がん診療の連携協力体制を構築するため、必要な事業を行います。

(2) がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院およびがん診療連携支援病院

- 地域の医療機関と連携し、質の高い専門的ながん医療の提供に努めます。
- 早期からの緩和ケアの提供、地域連携クリティカルパスの整備およびセカンドオピニオンの提示など、がん患者の療養生活の質の向上に努めます。
- 患者と家族が病気のことや治療のことを理解した上で、納得して治療が受けられる丁寧なインフォームド・コンセントの実施に努めます。
- 地域のがん患者を含む住民や医療機関を対象とした相談支援に努めます。
- 地域の医療従事者を対象とした研修の実施に努めます。

- 全国がん登録および院内がん登録の精度の向上に努めます。

(3) がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、がん診療連携支援病院以外の医療機関等

- がん診療連携拠点病院と連携し、適切ながん医療の提供に努めます。
- がん医療の従事者は緩和ケアに関する知識・技術の向上に努めます。
- がん患者が在宅で質の高い療養生活を送れるよう、在宅医療、看護、介護の提供に努めます。
- 患者と家族が病気のことや治療のことを理解した上で、納得して治療が受けられる丁寧なインフォームド・コンセントの実施に努めます。
- 緩和ケア病棟を持つ病院においては、がん診療連携拠点病院と連携をとった緩和ケアの推進に努めます。
- 病院、診療所においては、全国がん登録への協力を努めます。

<検診機関に期待される役割>

- がん検診に関する精度管理および質の高い検診の実施に努めます。

<保険者（健康保険組合等）に期待される役割>

- 国や県が行うがん予防に関する啓発や知識の普及、がん検診およびがん検診の結果に基づく必要な対応などの普及啓発の施策に協力するよう努めます。
- 被保険者および被扶養者などに対して、がん予防に関する情報の提供や、がん検診受診の促進を行います。また、保険者（組合等の事業）としてがん検診を実施する際には、精度の向上に努めます。

<事業者に期待される役割>

- がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国および県が行うがん対策に協力するよう努めます。
- 従業員に対して、がん予防に関する情報の提供や、がん検診受診の促進を行います。また、事業所でがん検診を実施する際には、精度の向上に努めます。
- がん患者が働きながら治療や療養できる環境の整備、さらに家族ががんになった場合でも働き続けられるような配慮に努めます。
- また、職場や採用選考時に事業者が、がん患者・体験者を差別しないようがんやがん体験者の正しい理解に努めます。

<報道機関に期待される役割>

- 県民ががんやがん検診を理解し、がん予防や早期発見ができるよう、またがんに罹った後も前向きに治療を受けられるよう、さらには地域、職場でがん患者を理解し、ともによりよい地域生活、職場生活が送れるよう、正しい知識の普及に努めます。

<行政の役割>

(1) 県

- がん対策に関する施策を総合的に策定し、および実施します。
- がん対策の推進に関する計画（がん対策推進計画）の策定、進行管理および評価を行います。
- がん対策推進計画に基づき、患者団体、医療機関、検診機関、事業所、市町および

その他関係機関と連携し、総合的ながん対策を推進します。また、計画の適宜見直しを行います。

- がんに関する正しい知識の普及や、がん予防についての啓発を各種団体や報道機関などの協力を得て積極的に行います。
- 市町ががん対策に関する施策を策定し、および実施するために必要な助言、支援または調整を行います。
- 専門的、広域的ながん検診の精度管理を実施します。
- 行政関係者やがん検診従事者を対象とした研修を行います。
- 精度の高い地域がん登録を実施します。
- 肝炎ウイルス検査を実施してウイルス陽性者を治療につなげます。

(2) 市町

- がんに関する正しい知識の普及や、がん予防についての啓発に努めます。
- 住民の生活習慣の改善のための取り組みに努めます。
- 住民を対象とした、精度の高いがん検診の実施と、受診の促進に努めます。
- がん検診の精度管理と、事業評価に努めます。
- 肝炎ウイルス検査を実施してウイルス陽性者を治療につなげます。
- 妊婦検診におけるHTLV-1検査および保健指導を実施します。
- 市町がん対策を推進するために体系立てた施策を講じます。

2 感染症発生・まん延時や災害時を見据えた対策

- 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、受診控えが指摘されましたが、受診控えは発症予防、再発、重症化すべてにおいて悪影響を及ぼすため、必要な医療や健診を受けるようにすることが必要です。
- 今後、新興感染症の発生やまん延、災害時等の有事を見据えて、感染症患者や被災者等に対する医療を確保することを中心としつつ、がん患者に対する医療の確保も適切に図ることができるような医療提供体制の構築が必要です。
このため、平時のみならず感染症や災害時等の有事に対する医療と、がんに対する医療を両立して確保することを目指し、滋賀県感染症予防計画を踏まえた適切な医療提供体制の整備に向けた検討をしていきます。
- がんに係る医療提供体制については、新興感染症流行時に、家族の面会が出来ないことや入院から在宅医療への切り替えが増加する等の状況下においても、がん患者にとって納得できる医療提供体制の構築が必要です。そのため、がん診療連携協議会において、拠点病院等の役割分担や連携体制の構築、感染症発生・まん延時や災害時等への対応等を検討していきます。
- また、県民や医療・介護等の関係者へ向けて、有事における具体的行動や支援方法について話し合いを進めることや、平時からの備え（例：医薬品等）の必要性に関する啓発等の対策について検討を進めます。
- 「滋賀県保健医療計画」における新興感染症、救急医療、災害医療および「滋賀県感染症予防計画」に基づき、平時のみならず感染症発生・まん延時や災害時等の有事においても、地域の医療資源を有効に活用できる仕組みづくりを推進します。

3 計画の進行管理と評価

<進行管理の方法>

県は、市町、関係団体および医療機関などからの情報収集や、県民意識調査などを実施し事業の進捗状況を把握することにより、進行管理を行います。

<評価>

県は、滋賀県がん対策推進協議会において、この計画の進行状況について、当該協議会に毎年報告し意見を聴くこと等により評価を行います。

また、都道府県がん診療連携拠点病院等を中心とするがん診療連携拠点病院は、積極的に協力します。

なお、計画の中間年である令和8年度（2026年度）に中間評価を行います。